



第363号 令和5年(2023年) 4月  
熊野町商工会案内

TEL 082 - 854 - 0216  
FAX 082 - 854 - 6458  
E-mail [kumano@hint.or.jp](mailto:kumano@hint.or.jp)  
URL: <https://www.kumasho.com>

期 日	行 事 予 定	
4 / 1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	・新型コロナウイルス相談窓口(専門家対応) 13:00~
6	木	・インボイス制度個別相談会(税理士対応) 13:00~
7	金	
8	土	コメの日
9	日	
10	月	
11	火	
12	水	パンの日 ・新型コロナウイルス相談窓口(専門家対応) 13:00~
13	木	
14	金	
15	土	お菓子の日
16	日	
17	月	
18	火	コメの日
19	水	・新型コロナウイルス相談窓口(専門家対応) 13:00~ ・青年部 通常総会 18:00~
20	木	・インボイス制度個別相談会(税理士対応) 13:00~ ・女性部 役員会 18:30~
21	金	・青年部 地域協議会通常総会 19:00~
22	土	夫婦の日
23	日	ふみの日 サン・ジョルディの日
24	月	
25	火	
26	水	ふるの日 ・三役会 10:00~ ・役員会 11:00~ ・新型コロナウイルス相談窓口(専門家対応) 13:00~
27	木	
28	金	コメの日
29	土	
30	日	そばの日

< 第63回通常総会のお知らせ >

令和5年度 熊野町商工会 通常総会開催日のお知らせです。

日時: 令和5年 5月25日(木)午後3時

会場: ひろしま農業協同組合熊野支店2階  
(旧安芸農業協同組合熊野支店)

※正式なご案内・総会資料・出欠ハガキは、5月初旬頃に送付予定です。

(4月3日~)  
マル経融資のご案内

・金利 1.08%

ご利用できる方の主な要件

- ・商工会地域で1年以上事業を営んでいる方
- ・商工会の経営・金融に関する指導を原則6ヵ月以上受けており、事業改善に取り組んでいる方
- ・小規模事業者
- ・税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納している方

# 令和5年度 優良従業員の表彰について

商工会員事業所の優良従業員に対して、全国商工会連合会長・広島県商工会連合会長表彰が行われます。表彰式は、熊野町商工会 令和5年度 第63回通常総会の際に行う予定です。事業所内に被表彰者要件に該当する方がおられましたら、令和5年4月6日(木)までに熊野町商工会事務局へご連絡ください。折り返し、商工会から必要な書類をお届けします。



表彰の区分	被表彰者の要件
優良従業員表彰	①商工会の会員である商工業者の従業員 ②同一商工業者の下に引続き30年以上勤務し、勤務成績が優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者
商工会地区優良従業員表彰	①商工会の会員である商工業者の従業員 ②同一商工業者の下に引続き15年以上勤務し、勤務成績が優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者

注1 起算日は、令和5年4月1日です。

注2 連絡は電話・FAXいずれの方法でも結構です。

担当 熊野町商工会 岩田・新谷

TEL 082-854-0216

FAX 082-854-6458

## 『事業環境変化対応型支援事業』 無料相談窓口開設中!!

商工会におきましては、中小企業診断士等の国家資格を保有した専門家を招き無料相談窓口を開設しております。事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等行っています。どのようなご相談でも大丈夫ですので、是非この相談窓口をお気軽にご活用下さい。

開催日時：毎週水曜日（4月は5日・12日・19日・26日）

※5日、19日、26日は中小企業診断士だけでなく、社会保険労務士の資格を保有している専門家が対応いたします。

会場：熊野町商工会（2階会議室）

相談時間：1時間枠での対応となります。

その他：同封の申込書にご記入の上FAX又は、TELにて事前に相談時間をご予約下さい。

## 電子帳簿保存法について

電子帳簿保存法って…?

⇒税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律で、経理のデジタル化が図れ、各書類の整理や紙の使用削減につながります。

また、取引に関する書類に通常記載される情報を含む電子データをやり取りした場合の、当該データに関する保存義務やその保存方法等についても同法により定められています。

【電子帳簿保存法の対象書類】



任意

### ① 電子帳簿等保存

会計ソフトや電子的に作成した帳簿や書類をデータのままで保存。

(国税関係帳簿) 総勘定元帳等  
(決算書関係) 損益計算書等

任意

### ② スキャナ保存

紙で受領したり発行した書類を画像データで保存。

(自己が発行した) 見積書控え等  
(相手から受領した) 見積書等

☆2024年1月1日から、  
③電子取引で行っていた、取引情報(見積書等)は印刷して原本として保管することが出来なくなります。

### ③ 電子取引

メール等で受信や送信した取引情報をデータのままで保存。

見積書、契約書、領収書等